

初診時・再診時の 選定療養費が変わります

国の定めにより、他の医療機関から紹介状を持たずに当院を受診した場合などに、通常の診療費の他に選定療養費のお支払いをお願いしておりますが、**10月1日より金額が改定**されます。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、今回の改定による増額分は、保険診療の診察料から控除されるため、病院の収益増加に繋がるものではございません。

初診時選定療養費

他の医療機関からの紹介状を持たずに当院を受診した場合

令和4年9月30日まで

5,500円(税込)



令和4年10月1日から

7,700円(税込)

初診料288点→88点

再診時選定療養費

当院から他の医療機関に紹介となった患者さんが、引き続き当院の診察を希望された場合

令和4年9月30日まで

2,750円(税込)



令和4年10月1日から

3,300円(税込)

再診料74点→24点

地域の診療所・クリニックへの受診にご協力をお願いいたします。